(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	一般道路(搬入路)の使用制限あり 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 用地及び構造 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) 安全施設 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議)
	その他()	ロ その他()
仮設備関係	仮設備の設置条件あり	使用期間及び借地条件 (別添図等
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他()	□ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 施工方法 () マの他 ()
/	環土処分(自由処分) 残土処分(指定処分・他工事流用) 産業廃棄物の処理条件あり	残土処分地(
	その他()	D その他()
物件関係	工事支障物件あり	支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 () 移設時期 (□ 平成 年 月 頃 □ 別途協議(上水道工務グループとの協議による。)) 防護 () こ その他 (現場着手前までに、水道立会を実施予定。状況に応じて、試掘を求める場合がある。)

 \sim

⁽注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり	□ 設計条件() 」
	個川事業をは	門北数里()
	□ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	工法関係(
	一 その他 ()	その他(
再生材使用関係	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 再生材の種類(□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂)
1111111111111	一 行工程 使用 专用 定 助)	「
	□ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験)	再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
	三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく	□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。
	認定製品の使用について	(認定製品の品名:契約図面による)
		【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】
		□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。
		(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板)
	- その他 ()	口 その他 (
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	■
	□ 現場発生品あり	□ 品名() 数量() 保管場所() その他())
	ロ 支給品あり	ロ 品名 () 数量 () 引渡場所 ()
		時期(平成 年 月 日) その他()
	□ 盛土材等工事間流用あり	□ 運搬方法 (□ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他 ())
		□ 引渡場所(□ 別添図等 □ 別途協議 □ その他())
	□ 切用機体が発車 / / / パマ・・・・・・・・・ 次田工書	数量() 運搬距離(L= ㎞)
	□□現場環境改善費(イメージアップ経費)適用工事	□ 現場環境改善 (イメージアップ) の内容 (率分) ()
	□ その他()	
適用条件	適用条件	□ 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(最新改正:平成30年7月1日))
		□ 「土木構造物設計マニュアル(案) 編』を適用
		ロ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を
		適用(三重県即「三重県の公共事業情報」を参照)
		□ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。
		ロ 支援技術者
		1. 本工事は現場における現場技術業務を [例示- (公財) 三重県建設技術センター] に委託しているので、その支援技術者が監
		督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援
		技術者は、工事請負契約事第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないもの
		である。
		2. 監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があった ものとみなす。
		3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。
		4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者:
		□ 設計変更(工事一時中止)を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン(三重県県土整備部 平成29年7月)を参考とす
		る。(三重県田「三重県の公共事業情報」を参照)
		ロ 設計変更 (工事一時中止) を行う際には、 (ロ 農業農村整備事業 ロ 漁港漁場関係工事 ロ 森林整備保全事業
		□ 三重県企業庁が所管する工事) における工事一時中止に係るガイドライン
		□ 三重県農林水産部 平成29年7月□ 三重県企業庁 平成29年7月) を参考とする。(三重県田「三重県の公共事業情報」を参照)
		口 その他 (

(注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目		明 示 事 項		条 件 及 び 内 容
共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3		た場合は、全ての工種を重点監督とする。) 重点監督	┝	重点監督の場合 【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 対象工種(※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	_ _ _	契約後VE方式 設計・施行一括発注方式 プロポーザル方式	0	契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 契約後にVE提案を受け付ける。 細部設計の承認を受けなければならない。 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。) で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
			Ø	工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 工事写真は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(□ 1部 □ ()部)とする。 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成 29 年 4 月改訂)を適用
		産業廃棄物税		本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録	☑	工事カルテ作成・登録	Ø	三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報 交換システム	☑	建設副産物情報交換システム		三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力するこ 建設副産物情報交換システム(COBRIS)へのデータ入力、または利用量・搬出先調査票(建設リサイクル報告様式)を提出すること。
下情數 医二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲		下請企業の次数制限 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	 ☑	本工事における下請の次数は、2次 (建築一式工事は3次) までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において、下請け契約を締結する場合は、当該契約の相手方 (2次以下の請負人を含む) を三重県内に本店 (建設業法において規定する主たる営業所を含む) を有する者ものの中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店 (建設業法において規定する主たる営業所を含む) を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☑	建設資材の県内産製品優先使用		本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めるこ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。

⁽注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
不当介入を 受けた場合の 措置	■ 不当介入を受けた場合の措置	 ■ 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について(1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	工事実態調査	□ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策		☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

 $^{\circ}$

⁽注)上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

工事特記仕様書

- 1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならない。
- 2. 設計図書の照査
 - 2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。
- 3. 施工計画書
- 3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。
 - (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
 - (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
 - (3) 施工計画書は工事着手前に監督員に提出しなければならない
- 3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。
- 3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければばらない。

4. 工程表

- 4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。
- 4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

5. 排水処理

- 5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。
- 5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

6. 現場管理一般

6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、受注者にて自発的な措置を図り、責任をもって事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前は勿論のこと工事中においても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

7. 損害補償

7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

 ∞

- 7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。
- 7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないか、確認を行うこと。
- 8. 竣工時の提出書類
 - 8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
- 9. 検査
- 9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。
- 10. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理
 - 10-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
 - 10-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、 監督員に提示しなければならない。
 - 10-3 濁水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
 - 10-4 受注者は、濁水の処分に関し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。
 - 10-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

11. 水道用資材

- 11-1 水道用管・弁栓類及び付属品は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA) 日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA)、日本水道鋼管協会規格(WSP)、塩化ビニル管・継手協会規格(AS規格)及び、 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)のいずれかの規格に適合したものとする。
- 11-2 前項の規定にかかわらず、使用する材料が規格品でないもので、工事をするうえで必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 11-3 前2項の材料には、製品の図面、仕様書及び製造者の検査合格書が提出されなければならない。

12. その他

- 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
- 12-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。
- 12-4 請負者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更は認めない。
- 12-5 各種請負作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。
- 12-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。
- 12-7 バックホウ・振動ローラ等の設計書に指定されている重機械類は排出ガス対策型のものを使用すること。

- 12-8 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。
- 12-9 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。
- 12-10 舗装構成は推定であるので掘削時に既設舗装の構成(材質、厚み等)を確認し、監督員に報告すること。
- 12-11 既設管の埋設位置が不明であるため、必要な場合は監督員と協議すること。
- 12-12 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-13 交通規制を開放する場合はアスファルト舗装を施工し、段差を解消するなど、安全に十分配慮すること。これにより難い場合は監督員と協議すること。
- 12-14 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。
- 12-15 石綿管処理が必要となった場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。
- 12-16 配水用ポリエチレン管(融着接合)を行う場合、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者が専任すること。
- 12-17 配水用ポリエチレン管(融着接合)で行う場合、全箇所の接合チェツクシートを提出すること。また、融着データも提出すること。
- 12-18 交通規制については、幅員 2.5m未満通行止めとし、幅員 2.5m以上は片側交互通行とする。また、施工時以外は交通開放を行うこと。
- 12-19 管路等の施設について、監督員の通水確認後から工事目的物引渡までの間、発注者において使用できるものとする。
- 12-20 NS・GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、配水管技能者登録証(一般継手・耐震継手)を取得した者又はJDPA継手接合研修会受講証 を取得した者を専任すること。
- 12-21 GX形ダクタイル鋳鉄管を布設する場合、GX形継手チェックシートを提出すること。

- 12-22 仕切弁筐の鉄蓋の基本構造・形状は、JWWA B 132(水道用円形鉄蓋)に準拠したものとし、蓋表面には、維持管理上必要な情報表示を行うこと。 表示する情報項目は方向・口径・管種・年度・土被りとすること。
- 12-23 建設機械等使用時は周辺の環境に合わせて、必要な対策を講じること。
- 12-24 マーカー杭の反応をチェックし、チェックシートを提出すること。
- 12-25 時間外の作業連絡について、午後 5 時を超えて作業を行う場合は、あらかじめ午後 4 時までに監督員に報告し、作業が終了したときも同様に監督員に報告すること。
- 12-26 仮設撤去を行う場合は廃プラ及び非鉄スクラップ及び鉄スクラップに分けて処分すること。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ((平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。) に基づき、特定建設資材の分別解体 等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

- ① 分別解体等の方法
- ※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

	<u> </u>		
工程	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事	□手作業
と		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
の	②土工	土工事	□手作業
作		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
業	③基礎	基礎工事	□手作業
内容		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
びび		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
解	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
体		■有□無	■手作業・機械作業の併用
方	⑥その他	その他の工事	□手作業
法	(舗装取壊工)	■有 □無	■手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、 自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設 を想定している。

- 2. 元請業者から発注者への書面による事前説明(建設リサイクル法12条関係) 少なくとも以下の事項について説明する。
 - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - ・ 工事着手の時期及び工程の概要
 - ・ 分別解体等の計画
 - ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の 見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1(建築物に係る解体工事)、別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様換))、別表3-1、3-2(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

- 3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について 契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものと する。
 - (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地